

令和7年度 高知新港 コンテナ利用 促進事業費補助金



私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています



補助対象者	補助対象	補助額
① 新規利用荷主	過去3年間に高知新港の輸出入実績がなく、年間11TEU以上の輸出入実績を達成した荷主の貨物	15,000円 1TEUにつき (※上限は1荷主につき30万円)
② 増加中口荷主	年間50TEU又は前年度の取扱貨物量のどちらか大きい値を基準貨物量とし、申請年度の取扱貨物量が基準貨物量から増加した輸出入貨物 ※取扱貨物量が200TEUを超えたことのある事業者を除く	10,000円 1TEUにつき (※上限は1荷主につき100万円)
③ 増加大口荷主	年間200TEU又は前年度の取扱貨物量のどちらか大きい値を基準貨物量とし、申請年度の取扱貨物量が基準貨物量から増加した輸出入貨物 ※平成31(令和元)年度以降に当該補助金の交付を受けた荷主は、直近の補助金交付対象貨物量を基準貨物量とする。	10,000円 1TEUにつき
④ リーフターコンテナ輸出新規利用荷主	新規(過去3年間に高知新港でのリーフターコンテナ貨物の輸出実績がない)1本目のリーフターコンテナ輸出貨物 ※輸出相手国が異なれば、3本(3カ国分)まで新規扱い	150,000円 1本につき (※上限は⑤の補助金を含め、1荷主につき100万円) (※交付事例は裏面参照)
⑤ リーフターコンテナ輸出増加荷主	前年度と比較し増加したリーフターコンテナ輸出貨物 ※平成30年度以降に当該補助金の交付を受けた荷主は、直近の補助金交付対象貨物量を基準貨物量とする。	90,000円 1本につき (※上限は④の補助金を含め、1荷主につき100万円)
⑥ くん蒸施設利用荷主	高知新港のくん蒸施設の利用に要した経費 ※消費税及び地方消費税を除く	経費の2分の1以内 (※上限は1回につき65,000円)

- 令和7年4月1日から令和8年3月31日の期間に高知新港を利用した貨物が補助対象貨物となります。
- 補助金は同一の貨物について重複して申請することはできません。
- 補助は、予算が無くなった時点で終了します。

お問い合わせ
申請先

高知県 土木部 港湾振興課 ポートセールス第一担当
〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
TEL : (088) 823-9888
FAX : (088) 823-9657
Email : 175201@ken.pref.kochi.lg.jp

申請書ダウンロードは

高知県 コンテナ補助金

検索



高知家の土木

航路 [R7.4月現在]



- ① — 釜山(🇰🇷)—高知(🇯🇵)—釜山(🇰🇷) 興亜LINE(株)運航
 ② 釜山(🇰🇷)—高知(🇯🇵)—釜山(🇰🇷) 長錦商船(株)運航
 日本総代理店:(株)シノコー成本
 高知港代理店:入交海運(株)

高知新港のコンテナ貨物に関するお問合せ先

(市外局番088)

	TEL	FAX
入交海運(株)	831-5151	831-5155
高知港運(株)	847-6881	847-6882
高知通運(株)	847-5222	847-4446
高知福山通運(株)	833-1141	832-8319
日本通運(株)高知支店	865-3145	865-8119

高知新港活用のメリット

1. 良好な交通アクセス

高知南ICから約5分、四国3県からも2時間以内の好アクセス

2. 様々な貨物に対応

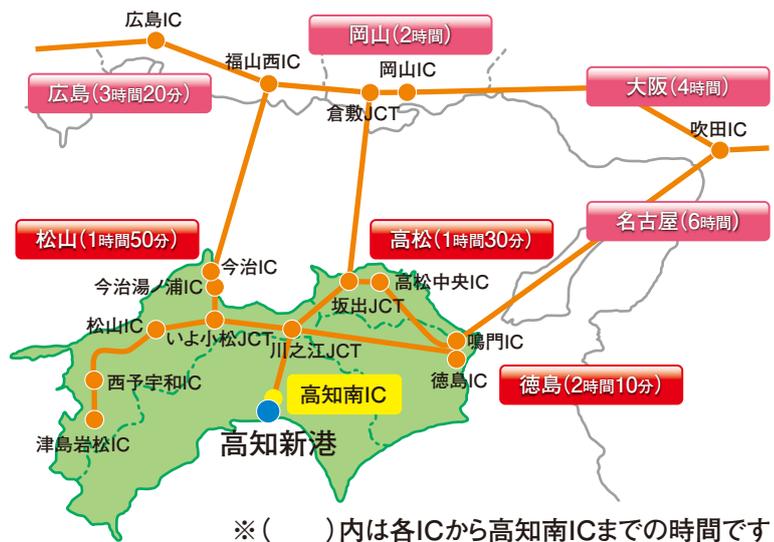
一般貨物から重量物*まで、高知新港を熟知した県内事業者が通関業務や荷役作業、倉庫保管や梱包作業まで全てをサポート

*クレーン定格荷重はアタッチメント装着(輸送業者等への依頼、料金が別途必要)で45.1tまで吊り上げ可能

3. 手厚い助成制度

手厚い内容で荷主様のビジネスをサポート

高知新港のアクセス



リーファーコンテナ補助金の交付事例

- リーファーコンテナ輸出新規利用荷主が5本分申請する場合

交付額合計: **63万円** (新規:3本×15万円、増加:2本×9万円)

実績本数	相手国	補助対象 (輸出新規利用荷主)	補助対象 (輸出増加荷主)
1本目	フランス	○(対象)	×(対象外)
2本目	シンガポール	○(対象)	×(対象外)
3本目	フランス	×(対象外)	○(対象)
4本目	中国	○(対象)	×(対象外)
5本目	中国	×(対象外)	○(対象)

申請に必要な書類

- 補助金交付申請書
- 県税納税証明書又は納税義務が無い旨の申立書
- 船荷証券の写し(輸出の場合)
- 船荷証券の写し及び高知新港入港日が分かる書類(輸入許可通知書等)(輸入の場合)

など

